

長崎大学附属図書館ギャラリー利用要項

1. この要項は、長崎大学附属図書館（以下「図書館」という。）において、ギャラリーの利用に関し必要な事項を定めるものとする。
2. ギャラリーは、文化的及び学術的な展示のために利用できるものとする。
3. ギャラリーを利用できる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 本学の教職員
 - (2) 本学のサークル（全学団体又は学部の団体）
 - (3) その他館長が認めた者
4. ギャラリーの利用を希望する者（以下「ギャラリー利用希望者」という。）は、ギャラリーの利用を希望する日の原則として4週間前までに、長崎大学附属図書館ギャラリー利用申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を館長に提出し、許可を受けなければならない。
5. ギャラリー利用希望者が多数の場合は、原則として申込順とし、館長の判断により許可を行う。
6. ギャラリーの利用期間は、原則として2週間から4週間とする。ただし、4週間を超える期間を希望する場合は、申込書に理由を明記し、館長の許可を受けなければならない。
7. ギャラリーにおける展示物の公開時間は、図書館開館日の時間内とする。
8. ギャラリーの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) ギャラリーを展示目的以外の用途に利用しないこと。
 - (2) 公序良俗に反しない作品等を展示すること。
 - (3) 利用者以外の者に、ギャラリーの全部又は一部を転貸しないこと。
 - (4) 利用者の過失によって図書館の備品、設備等に破損又は紛失があった場合は、現物又は代金をもって、その損害を弁償すること。
 - (5) ギャラリーの利用に際しやむを得ない事情が生じた場合は、利用日時若しくは利用条件の変更又は利用中止の指示に従うこと。
 - (6) 図書館の施設内に危険物を持ち込まないこと。
 - (7) 展示物の搬入、設置、撤去及び管理は、利用者が行うこと。
 - (8) 営利目的の活動又はこれに類する活動は行わないこと。
 - (9) 図書館利用者の迷惑につながる行為は行わないこと。
 - (10) ギャラリーの利用終了後は、速やかに原状回復を行うこと。
 - (11) その他ギャラリーの利用に際しては、図書館職員の指示に従うこと。
9. 館長等は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消し又は利用を停止することができる。
 - (1) 8. に掲げる遵守事項に違反した場合
 - (2) 申込書に虚偽の記載があった場合
10. 展示物の管理は、利用者の責任において行い、図書館は展示物の損害、盗難、紛失、破損等について、一切の責任を負わない。

平成25年3月8日 附属図書館委員会承認
(改正) 令和7年6月23日 附属図書館委員会承認